

●まちの情報誌●



広報

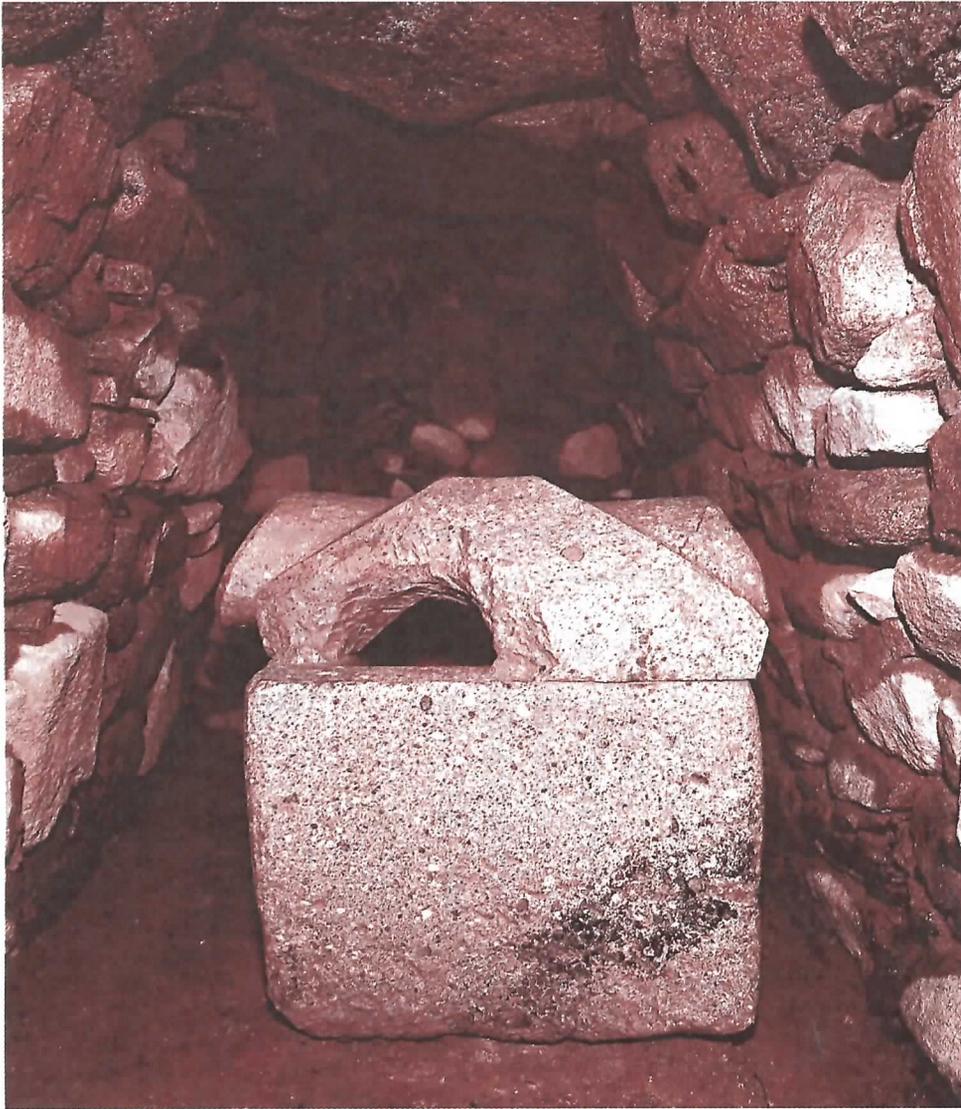
6

 2010
JUNE
月号

たわひどり

町の人口
男 3,674人
女 4,065人
計 7,739人
世帯数 2,892戸
2010年4月末現在

No. 433



5月15日～23日、高取町文化財特別展が歴史研修センターで行われ、鳥形木製品や石見型木製品などの出土品が公開されました。木製品は、今から約1500年前の6世紀前半に作られたもので、市尾墓山古墳の墳丘の裾に立てられていました。あまり類がない大変貴重なもので、埋葬された人物の権威が分かります。

「木の埴輪」 市尾墓山古墳と



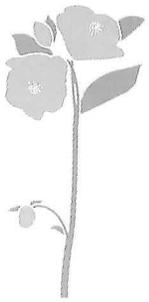
鳥形木製品

◆ 心やすらぐふるさと 高取 ◆

壺阪山駅に 花いっぱい

「高取町を花でいっぱいにしよう」とスタートした高取町花いっぱい推進研究会が、壺阪山駅前をベチユニアの花でいっぱいにしてくれました。赤や紫、白などのキレイな花が駅前に広がり、花を見て立ち止まる観光客の姿もありました。

花づくりだけでなく、食育活動にも積極的に参加されている当会の今後の活躍にも期待が広がります。



5月1日～31日までの1ヶ月間、土佐街なみー帯で「端午の節句まつり」が行われました。今年から始まったこのイベントには、27軒の町家で五月人形が展示され、源平合戦の屏風や迫力のある甲冑など観光客の目を楽しませていました。



五月人形や鯉のぼりが街なみに

キレイなお花が咲きますように

4月19日、まちの駅「城跡きせき」(上土佐)で高取幼稚園児と商工会青年部が花の植え付けを行いました。情熱や輝きが花言葉の「ひまわり」と、可愛らしさ・可憐・無邪気が花言葉の「ポチュラカ」が園児によって植えられました。5月よりカフェもオープンし、新たなスポットとして花の咲く日が楽しみです。



◀ 町屋カフェ「noco noco」

大字区長さんを 紹介します！

大字区長



4月28日、平成22年度の自治会通常総会が開催され、地域の自治振興のためにお世話いただきたく大字区長さんが決まりました。

(※印は、新たに区長になられた方)

自治会役員

役員名	氏名
会長	木本 光則
副会長	栗本喜代志 安田 元平
理事	榎屋 雅彦 松村 勲
監事	中西 良盛

大字	氏名
清水谷	木本 光則
上子島	※中村 秀雄
下子島	中西 良盛
上土佐	新田 晃彦
下土佐	西田 公昭
観覚寺	※田中 和美
吉備	東原 清隆
松山	※安田 正彦
羽内	※福井喜久夫
藤井	米田 博紀
市尾	米田 耕三
谷田	※榎屋 雅彦
丹生谷1区	栗本喜代志
丹生谷2区	田中 香
兵庫	平井 英則
車木	※辰巳 宗弘
越智	神谷 定秋
寺崎	松村 勲
与楽	吉川 善武
田井庄	山田 高福
薩摩	喜多 功
森摩	家本 光廣
佐田	安田 元平

〔敬称略〕

子ども手当の 現況届を忘れずに

子ども手当等を受けている方は、6月1日から6月30日までの間に「現況届」を提出していただくことになっています。

これは、現在子ども手当等を受けている方の前年の加入年金の状況などを届けていただくものです。「現況届」を提出されないと、引き続き受給資格があっても6月分からの手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

平成22年3月31日時点で児童手当等の認定を受けている方は4月分から子ども手当の支給対象となります。

- 現況届に必要な添付書類
 - ・ 健康保険被保険者証等の写し（国民年金加入の方は必要ありません）
- 問い合わせ

保健福祉グループ



乳幼児 医療費受給 資格証を お持ちの方へ

現在お持ちの医療費受給資格証の有効期限は、7月31日までとなっています。

8月1日より使用していただく医療費受給資格証を交付するにあたり、加入保険及び所得の調査を行います。つきましては、次のものをご持参の上、保健福祉グループで更新手続きを行ってください。

- 印鑑
- 健康保険証
- 振込先のわかるもの（通帳等）
- 障の方は身体障害者手帳又は療育手帳

医療費受給資格の方へ

引き続き医療費助成制度に該当するかを確認するため、加入保険および所得の調査を行います。つきましては、次のものをご持参の上、保健福祉グループで更新手続きを行ってください。

- 印鑑
- 健康保険証
- 振込先のわかるもの（通帳等）
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- ※申請期間（6月1日～6月30日）中に手続きしてください。
- 問い合わせ

保健福祉グループ

子育て支援センター アミイクラブ

- 親子でふれあい、楽しい時間を一緒にすごしてみませんか？気軽に参加してみてください。
- ○とき 6月15日(火)10時～11時30分
- ○ところ たかとり保育園
- ○対象者 0～3歳児とその保護者
- ○内容 時計づくり！お誕生日会
- ○問い合わせ
 - 子育て支援センター(たかとり保育園内) 0744(52)4368
 - ○申し込み時間 9時～16時まで
 - ※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申し込みください。
 - ※6月2・16日(水)の10時～11時30分は保健センターを開放しています。お気軽にお越しください。

6月の 臨床心理士による 教育相談

- 相談日 6月2日(水)・9日(水)・16日(水)・23日(水)・30日(水)

- 相談場所 リベルテホール
- 対象者 町内在住の子どもたち（中学生まで）とその保護者
- 利用の仕方 教育委員会事務局・学校教育グループへ電話でお申し込みください。
- 0744(52)3715

- 費用 相談は無料です。
- その他 高取中学校を拠点として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。
- 日時等につきましては、高取中学校までお問い合わせください。
- 0744(52)2151



わくわく エンジェル

お友達作りの育児サークル「わくわくエンジェル」に参加しませんか？

- とき 6月14日(月) 10時～11時30分
- ところ 育成幼稚園
- 対象者 0歳～未就学園児とその保護者
- 問い合わせ 保健福祉グループ

「65歳以上の方へ」 介護保険料の 納め忘れに ご注意ください

介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合う制度です。保険料を納める人の公平を確保するため、保険料の滞納がある場合には、滞納期間に応じて保険給付を制限します。（介護サービス利用時に、滞納状況に応じて保険の給付を制限するなど、不利益を受けます。）忘れずに納めましょう。

介護保険料は 大切な財源です

みなさんが納める保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。

- 問い合わせ

保健福祉グループ



てんいち先生



平成22年度 国民健康保険税(医療分) 税率変更のお知らせ

国民健康保険税は、医療費の支払いや各市町村で定められた長寿(後期高齢者)支援金・介護納付金の重要な財源です。

しかしながら近年、高度先進医療の導入や高額医療の増加等に伴い医療費の増加が著しく、このままでは近い将来、医療費の支払いができなくなることが予想されており、やむなく今年度から税率の改正をすることが必要となりました。つきましては、被保険者のみなさまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

平成21年度

4方式	医療保険分	長寿(後期高齢者)支援金分	介護保険分
所得割	6.0%	1.6%	0.9%
資産割	31.0%	7.9%	7.0%
均等割	21,000円	5,600円	6,500円
平等割	18,000円	5,000円	4,100円
課税限度額	47万円	12万円	10万円

改正後

平成22年度

4方式	医療保険分	長寿(後期高齢者)支援金分	介護保険分
所得割	7.6%	1.6%	0.9%
資産割	38.9%	7.9%	7.0%
均等割	26,600円	5,600円	6,500円
平等割	23,000円	5,000円	4,100円
課税限度額	50万円	13万円	10万円

問い合わせ 税務課

65歳未満の方の町県民税の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法が見直しされます。

平成21年度の地方税法の改正により公的年金からの特別徴収制度(公的年金からの引き落とし)が導入されましたが、65歳未満の公的年金等所得に係る所得割は普通徴収(納付書による納付)となりました。その結果、新たな納税の手間が生じていましたが、今年度の地方税法の改正により65歳未満の方については、公的年金等所得に係る所得割について、給与から特別徴収の方法により徴収できることとなりました。

※なお、この制度の改正により新たな税負担が生じるものではありません。

問い合わせ 税務課

漢詩

梅雨閑詠

梅雨經句懶出門
滿天陰翳畫猶昏
閑窗獨坐詩書讀
繞屋羣蛙閣閣喧

梅雨經句門を出ずるに懶し

滿天陰翳畫猶昏し

閑窗獨坐詩書を讀む

屋を繞る羣蛙閣閣として喧し

東 幸枝

短歌

青空に雲雀の声の澄み通り
心ほがらかに冬衣干す

浦畑 淳子

かつらぎのみどりしたたる山の面に
世界地図のごと雲がかげおとす

坂本 久枝

召されても文句言へない年だけども
もう少し心が残る曾孫の笑まひに

松尾多希子

さくらよりタンポポが好き日々天気
教えてくれるタンポポの花

干場 豊

奥に池水面に映す逆さ姿
鳥声流れ幽谷に溶る

裏家 祐輔

俳句

調査なほ謎の古墳藤懸がる

増田 貞子

庭祠にも葺かれある菅蒲かな

増田 なつな

疎に密に梅雨茸色を同じうす

宮原 昭子

国保だより

高額療養費を「存じ」ですが

1ヶ月間（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったときは、申請をして認められると、限度額を超えた分があとから支給されます。
70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。

70歳未満の人の場合

●自己負担額が1ヶ月の限度額を超えたとき

同じ人が同じ月内に同じ医療機関で次の表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、その超えた分が支給されます。
※過去12ヶ月間に4回以上あった場合は、「4回目以降」の金額になります。

※平成19年4月からは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額となる制度が創設されています。ただし、限度額を適用するためには必ず認定証が必要になります。70歳未満の人は入院前に必ず役場窓口にて申請をお願いします。（なお、税未納等により認定証が発行できない場合があります。）
詳しくは、保健福祉グループへお問い合わせください。

◆自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円
上位所得者※	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯にあたります。



●同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

ひとつの世帯内で、同じ月内に21,000円（住民税非課税世帯も同様）以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

※入院中の食事代や保険のきかない差額ベッド代は高額療養費の計算の際の一部負担金には含まれません。

70歳以上の人の場合

70歳以上の人は、医療機関で次の表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、その超えた分が支給されます。外来（個人単位）の限度額を適用後に外来+入院（世帯単位）の自己負担限度額を適用します。

◆自己負担限度額（月額）

	負担割合	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
一般	1割	12,000円	44,400円
一定以上所得者※1	3割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12ヶ月以内に自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）
低所得Ⅱ※2	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※3	1割	8,000円	15,000円

低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場窓口で申請してください。

※1) 一定以上所得者とは

同一世帯に課税所得（各種控除後）が年額145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その世帯の該当者の年収が2人以上の場合は520万円未満（該当者が1人の世帯では年収383万円未満）の場合は、申請により、1割負担となります。

※2) 低所得Ⅱとは

世帯主および世帯全員が非課税の人

※3) 低所得Ⅰとは

世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人。

※入院中の食事代や保険のきかない差額ベッド代は高額療養費の計算の際の一部負担金には含まれません。

※該当されます方は、国民健康保険証・印鑑・振込先のわかるもの・領収書をご持参のうえ、保健福祉グループまでお越しください。

問い合わせ

保健福祉グループ



第1回定例会

町議会第1回定例会が3月8日から17日までの10日間の会期で開催され、平成22年度一般会計予算をはじめ、20案件が審議され、全議案が原案どおり可決されました。

総務経済建設委員会

総務経済建設委員会は、3月10日に開催され、付託された全案件が承認されました。

平成21年度一般会計補正予算(第9号)

- ・歳入歳出予算の補正 5,420万円増
- ・地方債の補正 補正後限度額 2億8,300万円
- 平成21年度一般会計補正予算(第10号)
- ・歳入歳出予算の補正 4,066万9千円増

- ・繰越明許費 地域活性化・きめ細かな対策事業 4,190万円
- ・全国瞬時警報システム導入業務委託事業 617万9千円
- ・地方債の補正 補正後限度額 2億8,620万円
- 平成21年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ・歳入歳出予算の補正 10万円増
- ・繰越明許費 都市水環境下水道事業 4,230万円
- ・地方債の補正 補正後限度額 8,300万円
- 平成21年度水道事業会計補正予算(第2号)
- ・予算額の補正 810万円増

- ◆課設置条例の一部改正について
- ◆国民健康保険税条例の一部改正について
- 医療分の税率を改正

《現行》

・所得割	6.0%
・資産割	31.0%
・均等割	21,000円
・平等割	18,000円

《改正後》

・所得割	7.6%
・資産割	38.9%
・均等割	26,600円
・平等割	23,000円

◆道路舗装工事分担金徴収条例の廃止について

教育厚生委員会

教育厚生委員会は3月9日に開催され、付託された全案件が承認されました。

平成21年度一般会計補正予算(第10号)

- ・歳入歳出予算の補正 1,298万5千円減
- ・繰越明許費 子ども手当準備事業 346万5千円
- ◆町立保育所条例の廃止について
- ・丹生谷保育所が平成22年3月31日で閉所するのに伴う廃止

予算審査特別委員会

予算審査特別委員会は、3月12日、15日の2日間開催され、すべて原案どおり承認されました。



- ◆平成22年度一般会計予算 27億8,700万円
- ◆平成22年度国民健康保険特別会計予算 8億6,319万8千円
- ◆平成22年度老人保健特別会計予算 190万1千円
- ◆平成22年度下水道事業特別会計予算 2億2,711万6千円
- ◆平成22年度介護保険特別会計予算 7億6,366万5千円
- ◆平成22年度学校給食特別会計予算 2,875万2千円
- ◆平成22年度後期高齢者医療特別会計予算 9,822万8千円
- ◆水道事業会計予算 2億5,986万6千円
- (収益的支出および資本的支出の合計)

第2回定例会日程



本会議(開会)
とき 6月14日(月) 10時
ところ 議場

◆教育厚生委員会
とき 6月15日(火)10時
ところ 老人福祉センター2階

◆総務経済建設委員会
とき 6月16日(水) 10時
ところ 老人福祉センター2階

本会議(閉会)
とき 6月17日(木)13時
ところ 議場

※日程や開議時刻は変更される場合があります。傍聴を希望される方は、議会事務局へお問い合わせください。

一般質問



森下 明 議員

質問？

- ①入札制度の確認を
随意契約の規定は
- ②本町の独居老人・高齢者所帯
への対応と対策は

回答！

①我が町の入札制度は、地方自治法第167条に従って適正に入札制度を適用しています。本年度は国庫補助事業を中心に5件の事業がありました。簡易型総合評価入札も実施しました。特に建設工事の請負業者の選定については、設計金額に応じて県の土木、建築、舗装のランク付けを採用しながら、指名審査委員会で指名業者を選定し最低入札業者と契約しています。告知期間等についても、現在のところ特に支障は生じていないと報告を受けています。随意契約の規定については、地方自治法施行令第167条の2第1項1号から9号に該当する場合随意契約できますので、具体的には、

工事または製造の請負は130万円以下、財産の買い入れは80万円以下、物件の借入は40万円以下、財産の売り払いは30万円以下、物件の貸付は30万円以下、保守管理点検、警備委託料等は50万円以下となっています。また、緊急を要するものとか、競争入札に付することが、ある意味自治体に不利が認められるものとか、時価に比して著しく有利な価格で契約できると判断できる場合に随意契約をする場合もあるが、理事者の責任において判断していく。そしてその問題については議会のみなさんにお諮りしてご賛同いただくことで採用しています。

②平成21年度末、本町においては高齢化比率が29.7%、3人に1人が高齢者となつています。そういう中で高齢者のいきがいつくり、健康づくりなど、高齢者福祉施策が非常に重要だと実感しています。高齢者に住み慣れた地域社会を提供する。安心して暮らすために地域に住む住民同士がお互いに助け合い支え合う地域社会を構築していくことが肝要だと考えています。そのために身近な地域における見守りや声かけが重要です。現在は民生委員の方々に月1回の配食サービスや緊急災害発生時の連絡体制確認のため、一人暮らしの高齢者世帯を訪問していただき相談を受けていただいています。また、老人クラ

回答！

プのご協力を得て友愛訪問をしていただき交流を図っています。また、やすらぎ荘、憩いの家、いきいきふれあいセンターなどで趣味を活かした憩いの場として幅広く利用していただいています。また、女性消防団による一人暮らし高齢者宅の防火診断として見回りを兼ねた訪問をしていただいています。また、地域包括支援センターの専門の知識を有した介護支援専門員、ケアマネジャーや保健師などを高齢者や家族、地域の方々に対応させていただき、さまざまな相談をお受けし、充分な制度に結び付けられるよう努めていきたいと考えています。財政的支援としては、65歳以上の高齢者に対して、インフルエンザ予防接種に一人、月3,520円の補助を行い、1,100人程度の接種をおこなっています。

質問？

浅井 賢治 議員

①上水道について
・グリーンタウンの水道加入金約3,300万円が未納状態にあるが、その対応策について
・グリーンタウンの水道加入金が業者から約740万円支払われたが、町の会計に納められていない実態について
・水道料金の滞納額が約1,700万円の対応について

質問？

吉川 晴三 議員

①上土佐JA跡地商工会建物運営について
・4月に運営開始予定の上土佐旧JA跡地に商工会館(名称城跡)がオープンされます。通年観光の拠点として大いに期待されるのですが、町としてどのような支援をされるのか、またトップセールスの立場で県内外への広報をどのように考えておられるのかお尋ねします。

②丹生谷地区における遊休建物について
・町財産の有効活用の観点から、特に丹生谷地区の遊休建物の今後についてお尋ねします。

③国道169号およびバイパス周辺について

・国道169号バイパス工事が進んでいるところですが、田井庄付近および兵庫地区で当面、供用開始されると聞いております。交通量が大幅に増え、特に朝夕の郡界橋周辺の渋滞が予想されますが対策をお考えかお尋ねします。下土佐交差点と近鉄踏切の道路整備についてお尋ねします。

回答!

①観光の拠点、町おこしの拠点として、町の真ん中で立地も良いので期待しています。また、元来地元農業者にゆかりのある土地であり、商工会と地元農業者の皆様とコミュニケーションを図っていただきお互いに良い活用の仕方をしていただきたい。また、観光イベントなり、カフェを営業するとお聞きしています。町民の会合の場やイベントに貸し出すことも考えてはどうか。これから頑張っていたきたいと考えています。

②昭和40年に同和対策審議会の答申により特別措置法が制定され、各地にこのような建物ができ、その後住環境の整備などで今日まで一定の成果をおさめてきました。松寿荘、児童館、保育所、解放会館といった建物が昭和49年以来、順次建設されてきましたが、著しく老朽化してきており、松寿荘については、現在はいきいきふれあいセンタ

ーを憩いの場として使用していただいています。児童館については、昭和55年に開館し、平成17年までの間、仲間づくりや健全育成に努めてまいりましたが近年の急激な少子高齢化の進展により児童数が極端に減少し、児童館を運営する環境が維持できなくなり、私が就任したときには、もう閉館している状況でした。保育所については、平成22年3月末をもって閉館することに決定していました。解放会館については、平成19年2月1日付で打ち出された解放会館閉館方針に沿って進めていきたいと思います。私が就任早々から申し上げていますように、そういった施設の今後のあり方というものを考えていきた



いので、地域の代表の方や有識者の方、議会の方、理事者も入って検討を加え、平成22年度中には方向性を示したい。23年度には、皆様からいただいた答申を元に、決定を実施していきたいと思っています。

③いわゆる県道榎原高取線から町道清水谷・市尾・丹生谷線の区間は23年度に供用開始を目指して今最終的な工事を進めていただいているところです。その両側の区間は地元と協議を進めているところで、当然これは奈良県土木部、桜井土木事務所が対応して下さっているわけですが、私どもとしても一日も早い供用開始の実現を目指していきたい。出来上がると当然交通量が増えますので、車木の郡界橋周辺など交通渋滞もしくは危険な部分をどうやって解決するのか県に申し入れており、県としても当然適切な対策をやっていきますということ、県・町とも最重要課題として認識しているところです。

・下土佐交差点の近鉄踏切周辺の問題については、地権者の方々と直接お会いして進めているところ、県としては、進展してくれば予算措置も考えていくという柔軟な回答を私どもの方へ寄せてくださっていますので、引き続き実現を目指して粘り強く地権者と交渉していきたいと思っています。

米田 義一 議員

質問?

①町並み整備補助制度について、観光客の増加と共に城下町として、趣のある町づくりのため小規模町並み補助制度の確立についてどのようにお考えですか。
②高取町を紹介するガイドブックの発行について、最近、高取町への観光客が多くなってきました。本町の素晴らしい所を紹介するガイドブックの発行について、どのようにお考えですか。

回答!

①高取町の町並みを保存し修復していくということでは、暮らした道づくり事業をはじめとして町並み環境整備事業を過去には行ってきました。現在は、地域住民のご協力により様々なイベントがあり多数の来客でにぎわっています。非常に有り難いことだと思っています。観光客の増加並びに城下町の趣を考えて、お役に立てる制度を考えていきたいと思っていますが、今の財政状況を考えますと補助制度を制定するにはまだ時間が必要かなと思います。できれば一日も早く累積赤字を解消して、ご指摘のような補助制度もしくはそれに匹敵するような政策を

提言したいと考えています。

②私が就任してから、企画財政課で国の緊急経済対策3次補正を活用し町勢要覧を作成しましたが、全16ページ中、観光に6ページを費やしました。意図的に観光に主眼を置いた要覧となっており、また別冊の子ども向けキッズ編でも高取観光の面白さを凝縮したものを内容に盛り込んでいます。効率的な観光ガイドブックとしてもご覧いただけるのではないかと考えています。また、行政だけでなく、観光や町づくりに関わる団体や商工会、観光協会、その他企業などが個性あふれる観光ガイドブックを作っていたらけるよう呼びかけていきたい。

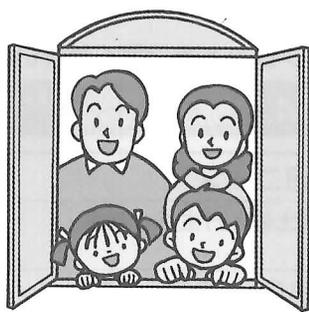
新澤 明美 議員

質問?

①町のチェック機能について
・ 国保会計への一般会計からの繰り入れ不足について
・ 過去の大型作業所の利用に関する契約書の内容とこれまでの管理について
・ 高取町土地開発公社の監査のあり方について
②健康の森公園事業の見通しについて
・ 業者との協議内容について
・ 今後の事業計画について
・ 公園の管理費について

回答!

①平成12年度に国保の基金が2億円以上あったのは事実ですが、平成14年度からは単年度で赤字を計上しており、その部分を繰越金で埋めてきたが、その繰越金の残量が非常に厳しくなってきたのが現実ですし、平成20年度に後期高齢者医療制度導入のときに、国保税の中にプラスしなければいけないのにせずやってきたことで、今、国保会計が大変厳しくなってきた。また、基金を1億4千万円一般会計に貸したことについては、あの時点で赤字再建団体になることを避けなければいけなかった。繰り入れ不足については、その当時私はありませんでしたが、一般会計の人員費を国保の一部振り分けて少し軽減するように工夫していたのだと思います。ただ、そういうやり方は良くないので、私の就任以降修正いたしました。去年から基本的に事務費については一般会計でみていくように是正したと



ころです。国保税の見直しについては、20年度に後期高齢者医療制度が導入されたときにさわっていない部分が今見直しさせていたかどうかということでご理解をいただきたい。監査委員からの指摘もあり是正をしたということ。今後、国保については、3年に一度見直しをすることをきちっと制度化していきたい。値上げもあれば、値下げもある。適正に国保会計を運営しながら市民の皆様へ負担が少なくなるよう努力をしていきたい。

・この作業所は、地元住民の雇用対策や就労対策として、縫製の作業所としてスタートしたが、どういう経過を経たのかわかりませんが第三者に又貸しされていた。私も就任以来、又借りをしている当人と呼んで厳しく指導したが、未だ放置されている。今後は法的措置も視野に入れて対応していきたい。

・土地開発公社の監査のあり方については、監事が行う職務としては、公社の財産状況の監査、業務執行状況の監査、そして不正の恐れを発見したときに高取町長、奈良県知事に対する報告等です。しかしながら町長が理事長を兼務していたことが事件の温床になったと考えています。従って、今後は一日も早く兼務を解き、理事長と町長は別人で対応することが、一連のチェック機能をしっかりと働かせ

ることになると考えています。

②健幸の森公園事業の見直しについては、放置しておく荒れ放題になりますので、温泉井戸も活用しながら温水利用型の健康運動施設をうまく機能できるように対応していきたい。現在、議会でご承認いただいている指定管理者を含め、関係機関と調整を行っている段階です。基本的には現在のインフラ整備以上の資金投与はしない。あくまでも建物等の施設は指定管理者が行うということを確認しています。平成24年度末には一部供用開始していきたい。カルガモの池、東屋、植栽および電気・水道等のインフラ整備を順次行っていく予定です。管理については、キャンプ場およびその周辺については、高取町、ボランティアの方、もしくはシルバー人材センターの方々の協力をいただきながら、お金をかけないで管理していきたい。また、温水運動施設および関連施設については指定管理者に運営も含め整備させることを確認済みです。22年度は、手作り広場および園路の防災工事や修景工事を5千万円程度で、23年度はキャンプ場および薬草園を5千万円で、最終24年度はトイレの設置、東屋、水銀灯の設置、電気工事、舗装等で7千万円ということ。ここ3年間で1億7千万円程度の費用をかけて供用開始したいと考えています。

不法滞在・不法就労防止にご協力ください!

不法滞在・不法就労の現状

- 不法滞在とは
 - 偽造パスポートや密航船などで不法に入国する者
 - 在留(滞在)期間を超えても出国せず不法に滞在する者
 - 不法滞在者は、国内推計11万人
- その大部分は不法就労し、我が国の経済・社会に悪影響を与えています。

○来日外国人による犯罪の背景にある不法滞在者

依然、悪質な不法滞在者による犯罪が多発しており、我が国の治安を脅かしています。

みなさまへのお願い

- 不法滞在や不法就労を許さない社会環境づくりが必要です。
- 雇用する際は、パスポート・外国人登録証明書等を必ず確認してください。
- 不法滞在者などで働くことが認められない外国人を雇った場合は、法律で処罰される場合があります。

問い合わせ 榎原警察署
0744(23)0110



『危険物 事故は瞬間 無事故は習慣』

危険物安全週間が
6月6日(日)～
6月12日(土)まで
実施されます。

石油類をはじめとする危険物は、私たちが日ごろ何気なく使っている物の中にも多く含まれています。燃料であるガソリン・灯油・軽油、さらには、化粧品や油性塗料、高圧ガスを使用したスプレー缶は、使用方法を誤ると火災や爆発の危険性があります。

危険物からの災害をなくすために、保管や取り扱いには十分注意してください。

『取扱上の注意事項』

- ・危険物の近くでは火気を使用しない。
- ・ガソリンは指定された金属製の容器に入れ保管する。
- ・一般家庭で灯油を保管する場合は、必要以上に買いためしない。

- ・燃料を保管する場合は、容器のフタを確実に閉め、換気の良い場所に保管する。
- ・スプレー缶を捨てる時は、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押し、穴を開けて捨ててください。

◇問い合わせ 高市消防署
0744(52)4499

6月のごみ収集日

*ごみ搬出は、午前8時30分までをお願いいたします。
 *【 】内は次月の最初の収集日。
 *ごみ分別をおこなわれるときには、ごみパンフレットをご覧ください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番 ● TEL 0744 (52) 3334 内線 500 住民福祉課
501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日・28日【7月1日・5日・8日・12日】	1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日・25日・29日【7月2日・6日・9日・13日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3 火曜日	第2・第4 火曜日	第1・第3 木曜日	第2・第4 木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井	市尾・谷田・車木・越智・寺崎・与楽	丹生谷・田井庄・兵庫・薩摩・森・佐田	清水谷・上子島・下子島・上土佐
1日・15日・29日(特別収集)【7月6日】	8日・22日【7月13日】	3日・17日【7月1日】	10日・24日【7月8日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1週・第3週 月曜日	第1週・第3週 水曜日	第1週・第3週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
7日・21日【7月5日】	2日・16日・30日(特別収集)【7月7日】	4日・18日【7月2日】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2週・第4週 月曜日	第2週・第4週 水曜日	第2週・第4週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
14日・28日【7月12日】	9日・23日【7月14日】	11日・25日【7月9日】

6月のし尿収集予定表 ☆作業の都合上日程が前後する場合があります。問い合わせ 住民生活グループ

日	曜日	向本班収集大字	岡本班収集大字	大中班収集大字
6月 1日	火	越智	丹生谷	丹生谷
2日	水		丹生谷	丹生谷
3日	木	寺崎・越智	下土佐・観覚寺	丹生谷
4日	金	与楽	下子島・上土佐・下土佐	
7日	月		清水谷・下子島	
8日	火			観覚寺
9日	水			下子島・上土佐・下土佐
10日	木			上子島・下子島
11日	金			下土佐・吉備
14日	月	森・佐田		清水谷
15日	火	薩摩・松山・市尾		清水谷
16日	水	羽内・藤井・市尾		下土佐・観覚寺【駅前】
17日	木	市尾【曾羽】		
18日	金	谷田・兵庫		
22日	火	兵庫・田井庄		
24日	木	兵庫・車木		
25日	金	越智		
28日	月	寺崎・越智		
29日	火	与楽		
7月 1日	木		丹生谷	丹生谷
2日	金		丹生谷	丹生谷

保 健 だ よ り

問い合わせ：高取町保健センター
 電話番号 0744(52)5111
 FAX番号 0744(52)3351

3〜5か月児・1歳6か月児 健康診査

とき 7月6日(火)

【3〜5か月児】

13時20分〜40分受付

【1歳6か月児】

13時〜20分受付

ところ

保健センター

対象者

【3〜5か月児】

平成22年1月14日〜

平成22年4月6日生

【1歳6か月児】

平成20年10月2日〜

平成21年1月1日生

内容

身体計測、内科・歯科
 検診、歯科・栄養・保
 健相談など※(1歳6か
 月児のみ)尿検査

持参品

問診票、母子健康手帳、
 尿(1歳6か月児のみ)

麻疹(はしか)・風しん (三日はしか)混合予防接種

とき 7月2日(金)

14時〜10分受付

ところ

保健センター

対象者

【1期】

平成20年7月3日〜

平成21年7月3日生

平成16年4月2日〜

平成17年4月1日生

持参品

予診票、母子健康手帳

ベビーマッサージ教室

助産師といっしょにオイルを
 使ったベビーマッサージを体験
 してみませんか?赤ちゃんの
 からだを、ゆつくり優しくなで
 るようにマッサージをして、赤
 ちゃんとコミュニケーションを
 楽しみましょう。

とき

7月1日(木)

ところ

10時〜11時
 保健センター

対象者

2〜7か月ぐらゐの赤
 ちゃんとママまたはパパ

定員

先着10組

費用

資料およびオイル代等
 で3000円

持参品

バスタオルとお子さん
 の飲み物(ミルク・お茶
 など)、おむつなど

申込

6月21日(月)〜25日
 (金)までに保健センター

へお申し込みください。

◎前回参加されていない方を優
 先します。

9〜11か月児・3歳6か月児 健康診査

とき 7月13日(火)

【9〜11か月児】

13時20分〜40分受付

【3歳6か月児】

13時〜20分受付

ところ

保健センター

対象者

【9〜11か月児】

平成21年7月21日〜

平成21年10月13日生

平成18年10月2日〜

平成19年1月1日生

内容

身体計測、内科・歯科
 検診、歯科・栄養・保
 健相談など※(3歳6か
 月児のみ)尿検査

持参品

問診票、母子健康手帳、
 尿(3歳6か月児のみ)

三種混合予防接種

とき 7月2日(金)

13時40分〜50分受付

ところ

保健センター

対象者

平成15年1月3日〜

平成22年4月3日生

持参品

予診票、母子健康手帳

BCG

とき 7月2日(金)

13時20分〜30分受付

ところ

保健センター

対象者

平成22年1月4日以降
 に生まれた乳児

持参品

予診票、母子健康手帳

いい歯歯(母)教室 (妊産婦交流会(申込制))

とき 7月13日(火)

13時〜10分受付

ところ

保健センター

対象者

妊娠4〜8か月の妊婦
 および産婦

内容

歯科検診、歯科相談、
 助産師による産前産後
 相談など

持参品

問診票(産婦は申込後
 に送付)、母子健康手帳

申込

6月28日(月)〜7月
 2日(金)までに保健セ
 ンターへお申し込み
 ください。

健康相談

健康相談

とき 7月9日(金)

13時30分〜15時受付

ところ

保健センター

対象者

原則40歳以上
 尿検査、身体測定、血
 圧測定、体脂肪測定、
 健康に関する相談

内容

健康手帳(お持ちでな
 い方は、当日、保健セ
 ンターで交付します。)

持参品

◎高血圧、糖尿病、高脂血症な
 ど生活習慣病でお悩みの方は、
 ぜひお越しください。

◎管理栄養士による相談【対象
 人数・4人】があります。希望
 される方は、6月25日(金)ま
 でに保健センターへお申し込
 ください。

子宮がん。 乳がん検診。 無料クーポン券 送付のお知らせ

すでに次の対象年齢の方に
 は、無料クーポン券・検診手帳
 等を送付しています。

クーポン券が届いていない
 方、または転入等で他市区町村
 のクーポン券をお持ちの方は、
 保健センターにご相談ください。

【子宮頸がん検診対象】

20歳：平成元年4月2日〜

25歳：平成2年4月1日〜

30歳：昭和59年4月2日〜

35歳：昭和60年4月1日〜

40歳：昭和54年4月2日〜

45歳：昭和55年4月1日〜

50歳：昭和49年4月2日〜

55歳：昭和50年4月1日〜

60歳：昭和44年4月2日〜

昭和45年4月1日

昭和40年4月2日

昭和41年4月1日

昭和39年4月2日

昭和40年4月1日

昭和37年4月2日

昭和38年4月1日

昭和35年4月2日

昭和36年4月1日

昭和29年4月2日

昭和30年4月1日

昭和24年4月2日

昭和25年4月1日

6月1日から30日までは
『食育月間』です。

子どもたちは
きちんと朝食をとる
必要があります！

朝食を欠食すると脳のエネルギー源となるブドウ糖が供給されないため、午前中の脳と体が十分に機能せず、集中力がなくなるだけでなく、栄養バランスが悪くなり、心身の不調の原因ともなると言われています。また、朝食を毎日食べている子どもほど、学力調査の平均正答率や基礎的運動能力が高くなっています。

そこで『早寝早起きよいリズム』『毎日しっかり朝ごはん』『たっぷり運動ぐっすり睡眠』少しずつできることから始めてみませんか。



水道週間

6月1日~7日

そろそろ、冷たい水がおいしくなる季節。水道水は大切な飲み水であることはもちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗便所などいろいろなところで使われています。

みなさんの家の蛇口から出てくる水道水は、ダムや川などの水が浄水場できれいにされ、町内の水道管を通して届けられています。ダムをつくる人、水道管を工事する人など、多くの人の努力がなければ水道水も届きません。

6月1日から1週間は水道週間です。この機会に水道のことを考えてみましょう。

◆メーターはいつも見られるように！

水道メーターは、みなさんがお使いになった水量をはかり水道料金をお支払いいただくものになる大切なものです。水道メーターの検針は、毎月お伺いして使用量をお知らせいたします。いつも正確に能率よく検針できるようにご協力をお願いします。

◆屋内漏水の見つけ方

家の中の蛇口を全部閉めてから、水道メーターを見て、パイロット（銀色の六角形）が動いている時は屋内漏水の疑いがあります。町登録の指定給水装置工事業者へ依頼してください。



◆水道工事は町登録の指定業者に

ご家庭で給水装置の新設、増設、修理などの工事を行うときは、町に登録されている指定給水装置工事業者にお申し込みください。

◆口座振替ご利用の方

毎月22日（休日の場合は翌営業日）は、口座振替指定日です。

万一、預金不足などで振り替えできなかった場合は、翌月の5日に再度振替させていただきます。22日に振り替えできませんよう残高確認をお願いします。

◆こんなときはすぐに届け出を
水道の所有者、使用者が替わるとき

- ・水道を開栓また閉栓するとき
 - ・転入される時
 - ・転出される時
 - ・転居される時
 - ・水道の用途が変わるとき
- ※水道に関するお問い合わせは、事業課まで

平成22年度の啓発活動重点目標

みんなで築こう人権の世紀
～考えよう相手の気持ち～
育てよう思いやりの心～

21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人一人の心に訴えて、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開していくこととします。

本町では、人権擁護委員として次の方々に幅広く活躍していただいています。

田中一二さん（兵庫）
下邨 勲さん（下土佐）
谷口善美さん（観覚寺）
新宮佐和子さん（藤井）

問い合わせ 保健福祉グループ



心配ごと相談所

とき 水曜日
13時～16時
ところ 老人福祉センター
2階

6月の相談日

23日 桶谷 憲昭
松村 稔
牧山 武志
（一般相談）
〈敬称略〉

◎どうぞ、お気軽にお越しください

人権擁護委員制度をご存知ですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。